

## 1 重点指導事項に関して

○令和5年度 豊中市介護保険事業者等指導実施方針に基づく

運営業務に係る基本的な考えは、

- ・指導を通じて事業者を育成・支援することを基本とします。
- ・介護保険施設等の保険給付の適正化を図ることを基本とします。

### ● 虐待防止や身体拘束廃止等に係る運営上の指導

虐待や身体拘束廃止に係る相談件数や認定件数が増加している状況にあり、その防止、早期発見に向け、通報、苦情があった場合などに迅速・的確な対応が求められます。今一度各介護保険サービス事業所に対し、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する制度の理解を徹底し、高齢者の尊厳ある生活支援の実現に向けたサービス提供が各事業所からなされるように指導します。

### ● 報酬請求指導

加算算定に係る正しい算定要件や算定に係る注意事項等について、各介護保険サービス事業所が正しい理解をもって報酬請求がなされるよう、指導を実施します。

### ● 不正事案等に対する厳正な対処

運営基準違反や不正請求が疑われる場合について、監査を実施し、不正が確認された場合には、指定取消等の処分を行うことになります。

### ● 業務管理体制の整備に係る事項

不正行為の未然防止、介護保険事業所内における正しい介護保険制度の理解の普及及び法令遵守の確保を推進するため、各介護保険サービス事業所の業務管理体制の整備に関する事項について指導します（①一般検査の実施 ②業務管理体制の整備に関する届出の提出の徹底）。

### ● 感染症対策等の衛生管理

感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等にサービスを提供する介護保険事業者に対し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応を図ることができるよう指導します。感染者が発生した場合も含め、万全を期すよう指導します。

### ● 業務継続計画の策定の徹底

突発的に起こる災害等から利用者の安全を守り、適切かつ迅速な対応を各事業者が実施できるよう、次の事項を重点的に指導します。

- ① 非常災害に対する具体的計画や対応方法を、事業所内の職員一人一人が共有・理解し、いついかなるときでも、職員なら誰でも適切かつ迅速に対応できる体制づくりを徹底。
- ② 常日頃からの職員の防災対策に対する意識啓発、地域とのつながりの推進を盛り込んだ定期的な防災訓練等を実施すること等を指導。

## 2 介護保険制度外のお他利用料に係る留意点

### ● 基本的な考え方

- ① お他利用料は、一律に徴収するのではなく、利用者又はその家族等の自由な選択・希望に基づき当該サービスを提供した場合に徴収できる。
- ② 保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係があるお他利用料は徴収できない。
- ③ あいまいな名目によるお他利用料は徴収できない。
- ④ お他利用料の額については、原価の積算を必要とするようなものではないが、利用者等から説明を求められた際に説明できるようにしておく必要がある。
- ⑤ お他利用料のサービスを提供した際の当該利用料の受領に係る同意については、文書により行う必要があり、重要事項説明書の末尾に、“希望してサービスの利用を受けた場合に、当該サービスの利用料を支払うことに同意する”旨を記載し、同意の署名等を受ける、もしくは、別途サービス内容及び費用の額を明示した文書に利用者等に署名を受けることにより同意を得る必要がある。

※ ①～④はH12. 3. 30付け老企第54号に記載、

⑤はH12. 11. 16付け老振第75号、老健第122号に記載

### ● 返還指導

お他利用料について、運営指導の際に上記の不適切な事例が確認された場合は過去に遡って利用者への返還を指導するとともに、上記事例から不適切な徴収と類推できる利用料についても、同様に遡っての返還を指導することもあります。